



発行 新潟県

第70号

令和8年9月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 726 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 727 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新(障害福祉課)
- 728 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止(障害福祉課)
- 729 県営土地改良事業の工事の完了(農地建設課)
- 730 道路の区域変更(道路管理課)
- 731 道路の区域変更(道路管理課)
- 732 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)

病院局公告

特定調達契約の契約者等(病院局経営企画課)

告 示

◎新潟県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
すみよし調剤薬局	上越市住吉町63番地	育成医療・更生医療	—	令和8年8月1日

◎新潟県告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
ドラックトップス新保薬局	長岡市新保6丁目105番地	育成医療・更生医療	—	令和8年9月1日
ウエルシア薬局小千谷若葉店	小千谷市若葉2丁目1番地	育成医療・更生医療	—	令和8年9月1日
センザイ薬局	長岡市千歳2丁目5-32	育成医療・更生医療	—	令和8年9月1日

◎新潟県告示第728号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	廃止年月日
さくら薬局 千種	佐渡市千種丙218-1	育成医療・更生医療	—	令和8年8月31日

◎新潟県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 土地改良事業名
農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業
- 地区名及び受益市町村名
小和田地区 関川村
- 工事完了年月日
令和8年3月30日

◎新潟県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 道路の種類 県道
- 路線名 西津川線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町赤岩字堂3270番3から	新	(A) 4.5～10.2メートル	388.3メートル
		(B) 6.0～24.6メートル	473.5メートル

同郡同町赤岩字貝喰道北2898番まで	旧	4.5～10.2メートル	388.3メートル
--------------------	---	--------------	-----------

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字女谷字大谷内5198番子から 同市大字女谷字大谷内5291番1まで	新	11.8～20.8メートル	308.9メートル
	旧	(A) 11.8～20.8メートル	308.9メートル
		(B) 12.0～73.6メートル	324.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市新穂皆川321番17から同市金井新保字東道崎226番1
- 3 供用開始の期日 令和8年9月8日

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン小千谷店
所在地 小千谷市大字平沢新田字荒田339

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日

(2) 令和8年6月19日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ燕三条店

所在地 燕市井土巻4丁目251番地1 外

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、燕市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ十日町店
所在地 十日町市字上島丑620-3 外
設置者 株式会社星光堂薬局 他2者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ十日町店
(変更後) ケーズデンキ十日町店

(2) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
他1者

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号
他1者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
他1者

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号
他1者

3 変更年月日

- (1) 令和2年2月20日
(2) 令和8年6月19日 他
(3) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

名称及び代表者、所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月24日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、十日町市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ上越インター店

所在地 上越市大字富岡字久保田1448番地2 外

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日 他

(2) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ村上店

所在地 村上市大字仲間町字菖蒲田261 外

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーズデンキ村上パワフル館

(変更後) ケーズデンキ村上店

(2) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 平成22年5月15日

(2) 令和8年6月19日 他

(3) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

名称及び代表者、所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ胎内店

所在地 胎内市大川町14番41号

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日 他

(2) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ長岡西店

所在地 長岡市堺東町66番地

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ長岡堺東店

(変更後) ケーズデンキ長岡西店

(2) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 平成27年11月19日

(2) 令和8年6月19日 他

(3) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

名称及び代表者、所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越モール
所在地 上越市とよば239番
設置者 株式会社丸板 他1者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

他1者

(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

他10者

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日 他

(2) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規程（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 調達物品及び数量

手術用顕微鏡システム 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和8年8月7日

6 落札者の氏名及び住所

クロスウィルメディカル株式会社

新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

- 7 落札価格
119,900,000円
- 8 入札公告日
令和8年6月26日
- 9 落札方式
最低価格